

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規 則
- 福島県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則
 - 福島県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則
 - 福島県旅館業法施行細則の一部を改正する規則
 - 福島県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則
 - 福島県美容師法施行細則の一部を改正する規則
 - 福島県美容師法施行細則の一部を改正する規則
 - 福島県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則
 - 福島県興行場法施行細則の一部を改正する規則
 - 福島県覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則
 - 福島県温泉法施行細則の一部を改正する規則
 - 福島県薬剤師法施行細則の一部を改正する規則
 - 福島県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則
- 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十

規 則

福島県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則、福島県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則、福島県旅館業法施行細則の一部を改正する規則、福島県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則、福島県美容師法施行細則の一部を改正する規則、福島県美容師法施行細則の一部を改正する規則、福島県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則、福島県興行場法施行細則の一部を改正する規則、福島県覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則、福島県温泉法施行細則の一部を改正する規則、福島県薬剤師法施行細則の一部を改正する規則、福島県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第三十八号

福島県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

福島県老人福祉法施行細則（平成五年福島県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

様式第二十二号を次のように改める。

様式第22号（第17条関係）

年 月 日

福島県知事

設置者 住所
氏名 ㊟
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕

有料老人ホーム設置届

有料老人ホームを設置したいので、老人福祉法第29条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び設置予定地
- 2 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 3 事業開始の予定年月日
- 4 施設の管理者の氏名及び住所
- 5 施設において供与される介護等の内容
- 6 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 7 施設の運営の方針
- 8 入居定員及び居室数
- 9 職員の配置の計画
- 10 老人福祉法第29条第9項に規定する前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額
- 11 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
- 12 長期の収支計画

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等
- (2) 建築基準法第6条第1項の確認を受けたことを証する書類
- (3) 土地及び建物の権利関係を明らかにすることができる書類（登記事項証明書等）
- (4) 施設の位置図、配置図、平面図及び立面図
- (5) 設置予定者の直近の事業年度の決算書
- (6) 老人福祉法第29条第9項に規定する保全措置を講じたことを証する書類
- (7) 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書
- (8) 施設建設に係る見積額が確認できる書類
- (9) 事業に係る資金の調達方法が確認できる書類

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県老人福祉法施行細則様式第二十二号による有料老人ホーム設置届は、改正後の福島県老人福祉法施行細則第二十二号による有料老人ホーム設置届とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県老人福祉法施行細則様式第二十二号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。
(高齢福祉課)

福島県規則第三十九号

福島県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

福島県食品衛生法施行細則(昭和三十三年福島県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

- 第一条中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。
- 第二条中「第十一条」を「第十四条」に改める。
- 第四条第一項中「第五十四条」を「第五十九条」に改める。
- 第十条を削る。
- 第十一条を第十四条とする。
- 第九条中「営業許可事項変更届(第七号様式)」を「営業許可申請書・営業届(変更)(第七号様式)」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の二条を加える。
(廃業の届出)
- 第十二条 施行規則第七十一条の二の規定による届出は、営業許可申請書・営業届(廃業)(第八号様式)による。
- 第十三条 法第五十八条第一項及び食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第十条の二の規定による届出は、自主回収届(着手)変更(終了)(第九号様式)による。
- 第八条を削る。
- 第七条中「許可営業者の地位の承継届(第五号様式)」を「地位承継届(第六号様式)」に改め、同条に次の一項を加える。
- 二 前項の規定は、法第五十七条に規定する営業を行う場合について準用する。
- 第七条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。
(営業許可を受けた旨の書面の掲示)
- 第十条 法第五十五条第一項の規定により営業の許可を受けた者は、利用者の見やすい箇所に同項の規定による営業許可を受けた旨の令達文(福島県公文例規程(昭和三十三年福島県訓令第十五号)別表第三に規定する例式第五)を掲示しなければならない。ただし、営業者の住所については省略することができる。
- 2 前項の規定は、福島県証明事務手数料条例(平成二十三年福島県条例第三号)第二条第一項第五号の規定に基づき交付を受けた証明書をもつて代えることができる。
- 3 前二項に規定する令達文及び証明書は、その写しをもつて本書に代えることができ

る。

- 第六条を削る。
 - 第五条中「食品衛生管理者設置(変更)届(第三号様式)」を「食品衛生管理者選任(変更)届(第四号様式)」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。
(営業許可申請書・営業届出書)
 - 第八条 施行規則第六十七条の申請書及び施行規則第七十条の二の届出書は、営業許可申請書・営業届(新規、継続)(第五号様式)とする。
 - 第四条の次に次の二条を加える。
(知事が定める基準)
 - 第五条 施行規則別表第十七の一口(3)の都道府県知事等が適正と認める講習会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - 一 保健所長が行う食品衛生責任者を養成するための講習会
 - 二 他都道府県知事等が適正と認める講習会
 - 2 知事は、前項第一号の講習会を指定する機関に実施させることができる。
 - 3 施行規則別表第十七の四イの飲用に適する水は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - 一 福島県給水施設等条例(昭和五十四年福島県条例第三十九号)第二条に規定する施設から供給される水
 - 二 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)の適用を受ける水道から供給される水のみを水源とする施設(前号の施設を除く。)から供給される水
 - 三 他の法令により水質検査を義務付けられている施設であつて知事が指定するものから供給される水
 - 四 前各号のほか、これらと同等と知事が認める水質検査の項目に適合した水
- (特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の届出)
- 第六条 施行規則第二条の二第一項の届出書は、健康食品の摂取に伴う有害事象情報提供票(第三号様式)とする。
- 第三号様式から第八号様式までを次のように改める。

第3号様式 (第6条関係)

健康食品の摂取に伴う有害事象情報提供票			送付枚数
報告者氏名 (役職)		会社名(部署名)	
所在地		電話番号 FAX番号	
情報受付日	_____年 ____月 ____日		
情報提供者	摂取者本人 ・ 摂取者の家族等 ・ 医療機関 ・ その他()		

該当箇所にチェックまたは空欄に記入してください(複数回答可)。
 「指定成分等を含む食品」の場合、*のついている項目は必須ですので必ず記入し、それ以外の項目においては、可能な範囲で情報を収集してください。
 「それ以外の健康食品」においては、可能な範囲で情報を収集してください。

指定成分等	<input type="checkbox"/> 含有あり	* 指定成分等名:	
		* 指定成分等の1日摂取目安量:	(μ g/mg/g)
		* 管理成分の1日摂取目安量:	(μ g/mg/g)
	<input type="checkbox"/> 含有なし		
	<input type="checkbox"/> 不明		

1. 症状

* 症状・主訴	<input type="checkbox"/> 発熱	<input type="checkbox"/> 腹痛	<input type="checkbox"/> 臨床検査値の異常 具体的な項目: []
	<input type="checkbox"/> 頭痛	<input type="checkbox"/> 下痢	
* 症状発現日	<input type="checkbox"/> 倦怠感	<input type="checkbox"/> 吐気・嘔吐	<input type="checkbox"/> その他 具体的な訴え: []
	<input type="checkbox"/> かゆみ・発疹	<input type="checkbox"/> 呼吸困難	
	<input type="checkbox"/> 食欲不振	<input type="checkbox"/> 不正性器出血	
	<input type="checkbox"/> 黄疸	<input type="checkbox"/> 月経不順	
	_____年 ____月 ____日(頃) または 摂取 ____日(頃) <input type="checkbox"/> 不明		

2. 該当する製品情報

* 製品名	<input type="checkbox"/> 不明		
* 製品形状	<input type="checkbox"/> 錠剤 <input type="checkbox"/> カプセル <input type="checkbox"/> ドリンク <input type="checkbox"/> 粉末 <input type="checkbox"/> その他()		
購入日	_____年 ____月 ____日 <input type="checkbox"/> 不明	消費/賞味期限	_____年 ____月 ____日 <input type="checkbox"/> 不明
* ロット番号	<input type="checkbox"/> 不明(理由:)		
* 原材料名・含有量・配合量(全て記入)	<input type="checkbox"/> 不明		
1日当たり摂取目安量(mg)	<input type="checkbox"/> 不明		
* 食品の種類	<input type="checkbox"/> 保健機能食品 (<input type="checkbox"/> 特定保健用食品 <input type="checkbox"/> 機能性表示食品 <input type="checkbox"/> 栄養機能食品) <input type="checkbox"/> その他		
(機能性表示食品の場合) 機能性関与成分(エキス等の場合は指標成分)及びその含有量	<input type="checkbox"/> 不明		
別添資料	※原材料名・含有量等については、別添資料を添付することで記載省略可		
	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		

※製品の特定の的確になるよう別添資料として製品に関する画像を添付することが望ましい。

4. 受診情報

* 医療機関受診	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明		
* 今回の症状のために受診した医療機関 (複数ある場合はすべて記載)	医療機関名:	所在地:	受診日:
	医療機関名:	所在地:	受診日:
その他の医療機関 (かかりつけ病院)	医療機関名:	所在地:	受診日:

妊娠の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明
* 併用している医薬品の詳細	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明

		医薬品名	服用目的
ある場合	①		
	②		
	③		
	④		
	⑤		
	⑥		

5. 行政への届け出

指定成分等を含む場合

* 届け出の要否	<input type="checkbox"/> 否 →	受診した医師による診断:
	<input type="checkbox"/> 要	

(保健所使用欄)

		症状	詳細(診断名等)	重篤度	転帰
複数選択可	1	<input type="checkbox"/> 皮膚症状 <input type="checkbox"/> 消化器症状 <input type="checkbox"/> 肝機能障害 <input type="checkbox"/> 腎機能障害 <input type="checkbox"/> 呼吸器障害 <input type="checkbox"/> 循環器障害 <input type="checkbox"/> 神経障害 <input type="checkbox"/> 血液障害 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 軽微 <input type="checkbox"/> 軽度 <input type="checkbox"/> 中等度 <input type="checkbox"/> 後遺症 <input type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> 自然治癒 <input type="checkbox"/> 外来治療で治癒 <input type="checkbox"/> 入院治療で治癒 <input type="checkbox"/> 未回復 <input type="checkbox"/> 不明
	2	<input type="checkbox"/> 皮膚症状 <input type="checkbox"/> 消化器症状 <input type="checkbox"/> 肝機能障害 <input type="checkbox"/> 腎機能障害 <input type="checkbox"/> 呼吸器障害 <input type="checkbox"/> 循環器障害 <input type="checkbox"/> 神経障害 <input type="checkbox"/> 血液障害 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 軽微 <input type="checkbox"/> 軽度 <input type="checkbox"/> 中等度 <input type="checkbox"/> 後遺症 <input type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> 自然治癒 <input type="checkbox"/> 外来治療で治癒 <input type="checkbox"/> 入院治療で治癒 <input type="checkbox"/> 未回復 <input type="checkbox"/> 不明
都道府県知事等が法第8条第2項に基づき、厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課新開発食品保健対策室へ報告する際に使用する情報提供票の保健所使用欄の重篤度の記載については、次の①から⑤までを参考に記入すること。 ①軽 微: 摂取者が、医療機関を受診していない場合 ②軽 度: 摂取者が、医療機関において外来治療を要した場合 ③中等度: 摂取者が、医療機関において入院治療を受け、治癒した場合 ④後遺症: 摂取者が、医療機関において入院治療を受けた後、完治せず、機能障害が残存した場合 ⑤死 亡: 摂取者が、死亡した場合					
その他特記事項					

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

福島県知事

整理番号：
※届出者による記載は不要です。

食品衛生管理者選任（変更）届

下記のとおり、食品衛生管理者を選任（変更）したので、食品衛生法第48条第8項の規定により届け出ます。
（※営業許可申請書・営業届に添付する場合であつて、内容が重複する項目（色付き項目）は記載を省略することができます。）

届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：	
	電子メールアドレス：		法人番号：	
	届出者住所 ※法人にあつては、所在地			
	(ふりがな)			
施設情報	届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名			
	年 月 日生			
	施設の所在地 (ふりがな)			
食品衛生管理者情報	施設の名称、屋号、商号			
	令第13条に規定する食品 又は添加物の別	①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの）		
		②加糖粉乳 ⑤魚肉ハム ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの）		
		③調製粉乳 ⑥魚肉ソーセージ ⑨マーガリン ⑪添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの）		
		④食肉製品 ⑦放射線照射食品 ⑩ショートニング		
		(ふりがな)		
年 月 日生				
氏名				
住所				
職名				
職種				
職務内容				
選任（変更）年月日	年 月 日			
備考	添付書類		<input type="checkbox"/> 履歴書 <input type="checkbox"/> 資格等を証する書面 <input type="checkbox"/> 営業者に対する関係を証する書面	
	(ふりがな)		電話番号	
	担当者 氏名			

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

福 島 県 知 事

営業許可申請書・営業届（新規、継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
 申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（☐）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
営業施設情報	申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	☐	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	☐	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

【許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		<input type="checkbox"/>
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別 <input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に取められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑥食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑦マーガリン <input type="checkbox"/> ⑧添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング		
	(ふりがな)	資格の種類	
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称 年 月 日
	使用水の種類 ① 水道水 (<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道) ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合	
飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
業種に応じた情報	ふぐの処理を行う施設		<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)		
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合	認定番号等	
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面（事業譲渡の場合は省略可）	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
事業譲渡	営業を譲り受けたことを証する旨		
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
	1	年 月 日	
	2	年 月 日	
	3	年 月 日	
	4	年 月 日	
備考		証紙貼付欄	

第6号様式 (第9条関係)

年 月 日

整理番号:

※申請者、届出者による記載は不要です。

福島県知事

地位承継届

下記のとおり、許可営業者の地位を承継（相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第56条第2項・第57条第2項）の規定に基づき届け出ます。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
 申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 ）

※ 承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

地位を承継する者の情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)		生年月日 年 月 日生
	届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄
被相続人	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		
	被相続人の氏名	(ふりがな)	
	被相続人の住所		
	相続開始年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 同意書（相続人が二人以上いる場合）	
合併により消滅した法人	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名	(ふりがな)	
	合併により消滅した法人の所在地		
	合併年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書）	
分割前の法人	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名	(ふりがな)	
	分割前の法人の所在地		
	分割年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（分割により営業を承継した法人の登記事項証明書）	

営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
備考			

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

福 島 県 知 事

営業許可申請書・営業届（変更）

食品衛生法施行規則（第71条）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
営業施設情報	申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
業種に応じた情報	(ふりがな)	資格の種類	
	施設の名称、屋号又は商号		食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載
	自動販売機の型番	業態	
	HACCPの取組	※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
営業届出	指定成分等含有食品を取り扱う施設		<input type="checkbox"/>
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。		<input type="checkbox"/>
	営業の形態		備考
	1		
2			
3			
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

【許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には <input checked="" type="checkbox"/>	
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>	
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		<input type="checkbox"/>	
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別 <input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に取められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの） <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑪ショートニング			
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合		
① 水道水 （ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道 ）				
② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水				
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)			
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合	認定番号等		
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
4	年 月 日			
備考				

第8号様式（第12条関係）

年 月 日
 整理番号：
 ※申請者、届出者による記載は不要です。

福 島 県 知 事

営業許可申請書・営業届（廃業）

食品衛生法施行規則（第71条の2）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
 申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
営業施設情報	申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		
			年 月 日生
	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
自動販売機の型番	業態		
HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
指定成分等含有食品を取り扱う施設			
輸出食品取扱施設			
※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。			
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
廃業年月日			
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

第八号様式の次に次の一様式を加える。

第9号様式（第13条関係）

年 月 日

福島県知事

整理番号：

届出者による記載は不要です。

※食品表示法に関する自主回収の場合は、食品関連事業者の主たる事務所を所管する都道府県知事等又は消費者庁長官宛て

自主回収届（着手/変更/終了）

※変更、終了を届け出る場合は、変更箇所のみ記載してください。なお、色付け箇所は変更等がない場合も記載してください。色付け箇所を変更する場合は、変更箇所がわかるように丸印をつけてください。

回収委託先情報については営業者（届出者）が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合は記載してください。

食品衛生法第58条第1項□ 食品表示法第10条の2□の規定に基づき、次のとおり食品等の自主回収を届出します。

届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所 ※法人にあつては、主たる事務所の所在地		
	（ふりがな）		
届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 ※食品表示法に関する自主回収の場合は表示に責任を有する者			
回収担当部門	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	回収担当部門所在地		
	回収担当部門・担当者氏名（ふりがな） ※食品表示法に関する自主回収の場合は表示に責任を有する者		
回収委託先情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	委託事業者住所 ※法人にあつては、主たる事務所の所在地		
	（ふりがな）		
委託事業者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名			
製造所又は加工所情報（注）	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	製造所又は加工所の所在地		
	（ふりがな）		
製造所又は加工所の名称（屋号、商号は追記してください）※法人にあつては、その名称			
回収する食品等の情報等	食品等の一般名称：		商品名：
	食品等の特定情報（形態、内容量、消費期限、賞味期限、JANコード、製造番号、ロット番号、表示事項、出荷者、農場等）		
	※多数ある場合は、別紙にリストを添付して下さい。		
	回収の理由	内容	
<input type="checkbox"/> ①食品衛生法に違反 <input type="checkbox"/> ②食品衛生法に違反するおそれ <input type="checkbox"/> ③食品表示法に違反 <input type="checkbox"/> ④食品表示法に違反するおそれ			

（注）一次産品の場合は、出荷者等の営業所等の情報 （注）輸入品の場合は、輸入業者等の営業所等の情報

附 則

- 1 この規則は、令和三年六月一日から施行する。
- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）附則第九条の届出に当たつては、この規則による改正後の福島県食品衛生法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第八条に規定する第五号様式については、施行の日前においても、使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の福島県食品衛生法施行細則（以下「改正前の規則」という。）第八条の規定に基づいて掲示されている標識は、改正後の規則第十条の規定に基づいて掲示された令達文又は証明書若しくはその写しとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。
- 5 この規則の施行の際現に福島県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（令和三年福島県条例第三十三号）の施行の前の福島県食品衛生法施行条例（平成十二年福島県条例第八十号）別表第一の一のクの一の(1)の(六)及び別表第二の一のキの一の(1)の(六)の食品衛生責任者に該当する者についてはなお従前の例による。

（食品生活衛生課）

福島県規則第四十号

福島県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

福島県旅館業法施行細則（昭和四十四年福島県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

第十二条 条例第四条で規定する浴槽水の水质は、次の表の上欄に掲げる項目を同表の当該下欄に掲げる方法によって検査を行うものとする。

項目	検査方法
濁度	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による透過散乱法
有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素（TOC）の量）は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量は滴定法
大腸菌群	デソオキシコール酸塩寒天培地法

レジオネラ属菌

ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法

第二号様式を次のように改める。

第2号様式 (第8条関係)

年 月 日

福島県知事

申請者 住所 { 法人にあつては、主たる
事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあつては、その名
称及び代表者の氏名 }

年 月 日生

電話番号

旅館業営業許可申請書

下記により、旅館業の許可を受けたいので関係書類を添えて申請します。
記

営業の種別		営 業		
営業施設	名称		電 話	
	所在地			
旅館業法施行規則第5条第1項各号該当の有無	第1号 (季節的営業)	季節的営業 又は一時的 営業の営業 期間	年 月 日から	
	第2号 (交通不便な地域の営業)		年 月 日まで	
	第3号 (一時的営業)		日間	
	第4号 (農林漁業体験民宿業)			
旅館業法第3条第2項各号該当の有無	該当しない		第 号該当	
旅館業法施行規則第1条ただし書の規定の適用の有無 (該当番号を○印で囲むこと。)		1 適用する 2 適用しない		
営業施設の管理者	住所			
	氏名	年 月 日生		
旅館業法第3条第3項で定める施設	施設名	施設までの直線距離		
				メートル
構造設備の概要				
敷地面積	m ²	建物の延べ面積	m ²	
建築様式				

一般客室	客 室				(寝台を置く客室)					
	m ²	室	定員	人	m ²	室	定員	人		
	m ²	室	定員	人	m ²	室	定員	人		
	m ²	室	定員	人	m ²	室	定員	人		
	m ²	室	定員	人	m ²	室	定員	人		
	m ²	室	定員	人	m ²	室	定員	人		
	m ²	室	定員	人	m ²	室	定員	人		
	(小計)	室	定員	人	(小計)	室	定員	人		
大広間	m ²	室	定員	人	m ²	室	定員	人		
	m ²	室	定員	人	m ²	室	定員	人		
	m ²	室	定員	人	m ²	室	定員	人		
	m ²	室	定員	人	m ²	室	定員	人		
	(小計)	室	定員	人	(小計)	室	定員	人		
計	室 定員 人				室 定員 人					
寝 具		洗 面 所			飲 用 水 の 状 況					
人分		個所 (うち、一般客室 箇所)			水 道 井 戸	井戸と便所との距離		m		
					温泉・沸かし湯の別	温 泉 ・ 沸 かし 湯				
浴室	循環式ろ過装置		有 ・ 無		循環水の誤飲 防止の措置		給湯口の位置		湯面上・湯面下	
	消 毒 設 備		有 ・ 無				その他の措置		有 ・ 無	
便 所	区分		形式		水 洗 式		改 良 式		そ の 他	
	設置箇所数		(うち、一般客室 箇所)		箇所 (うち、一般客室 箇所)		箇所 (うち、一般客室 箇所)		箇所 (うち、一般客室 箇所)	
	便器別	大 便 器 数		(うち、一般客室 個)		個 (うち、一般客室 個)		個 (うち、一般客室 個)		個 (うち、一般客室 個)
		小 便 器 数		(うち、一般客室 個)		個 (うち、一般客室 個)		個 (うち、一般客室 個)		個 (うち、一般客室 個)
		兼用便器数		(うち、一般客室 個)		個 (うち、一般客室 個)		個 (うち、一般客室 個)		個 (うち、一般客室 個)
洋式便器数		(うち、一般客室 個)		個 (うち、一般客室 個)		個 (うち、一般客室 個)		個 (うち、一般客室 個)		
照 明	客 室	浴 室	洗面所	便 所	廊 下	階 段				
	ルクス	ルクス	ルクス	ルクス	ルクス	ルクス	ルクス			
その他 の施設	会議室	応接室	ロビー	フロント	娯楽室	食 堂	ホール			
	室	室	m ²	m ²	室	m ²	m ²			

備考

- 1 旅館業法施行規則第1条ただし書の規定を適用する者は、申請書の営業の種別、旅館業法施行規則第5条第1項各号該当の有無又は構造設備の概要で変更がない事項の記載を省略することができる。
- 2 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、旅館業法施行規則第1条ただし書の規定を適用する者は、(2)から(5)のうち変更がない事項の書類の添付を省略することができる。
 - (1)法人にあつては、その定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
 - (2)営業の施設を明らかにした各階ごとの平面図（縮尺、方位、客室の配置、各室、各室の用途及び間取り、階段、出入口、調理場、浴室、便所及び床面積を明示したもの）
 - (3)見取図（設置の場所を中心とする半径150m以内のもので、縮尺を明示したもの）
 - (4)配置図（縮尺、方位、敷地の境界線、建物の位置、通路及び排水路を明示したもの）
 - (5)立面図（縮尺及び開口部を明示したもの）
 - (6)旅館業法施行規則第1条ただし書の規定の適用を受けるにあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

第三号様式（その一）備考1中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定される法定相続財産一覽図の写し」を加える。

第三号様式（その二）、第三号様式（その三）及び第五号様式中「㊸」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県旅館業法施行細則第八条及び第九条の規定に基づき提出されている申請書並びに第十条の規定に基づき提出されている届出書は、それぞれ改正後の福島県旅館業法施行細則第八条及び第九条の規定に基づいて提出されている申請書並びに第十条の規定に基づき提出されている届出書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県旅館業法施行細則第二号様式、第三号様式（その一）から同様式（その三）まで及び第五号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（食品生活衛生課）

福島県規則第四十一号

福島県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

福島県クリーニング業法施行細則（昭和四十四年福島県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㊸」を削る。

第四号様式及び第四号様式の二を次のように改める。

第4号様式 (第6条関係)

年 月 日

福島県知事

住 所
 営業者
 氏 名

〔 法人にあつては所在地、
 名称及び代表者氏名 〕

電話番号
 クリーニング所開設届

下記のとおりクリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により届け出ます。

記

クリー ン グ 所	種 別 〔 該当番号を ○印で囲む こと。 〕	1 リネンサプライ 2 取次業 3 リネン及び一般 4 一般 5 その他				
	名 称			電 話		
	所 在 地					
営 業 者	氏 名 〔 法人の場合 は名称 〕	年 月 日生		免 許 証 登 録 番 号 都 道 府 県 第 号	備 考	
	本 籍					
クリーニング業法施行規則第1条の3 第1項ただし書の規定の適用の有無 (該当番号を○印で囲むこと。)			1 適用する 2 適用しない			
管 理 者 〔 管理人を 置いた場 合に記入 すること。 〕	氏 名	年 月 日生		免 許 証 登 録 番 号 都 道 府 県 第 号	備 考	
	本 籍					
	住 所					
構 造 設 備 の 概 要	面 積	洗い場	仕上げ場	物干し場		
		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	機 械 及 び 器 具	名 称	数	名 称	数	

	保管容器	未処理用容器	処理済用容器		
		製 個	製 個		
	洗い場の 構造				
ク リ ー ニ ン グ 師	氏 名		免 許 証 登 録 番 号	住 所	
				本 籍	
	年 月 日生		都 道 第 号 府 県		
	年 月 日生		都 道 第 号 府 県		
	年 月 日生		都 道 第 号 府 県		
従事者数					
開設予定 年月日	年 月 日				
クリーニング業法施行規則第1条で 指定された洗濯物の取扱いの有無 (該当番号を○印で囲むこと。)		1 取り扱う 2 取り扱わない			

備考

- 1 クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定を適用する者は、管理者、構造設備の概要、クリーニング師、従事者数又はクリーニング業法施行規則第1条で指定された洗濯物の取扱いの有無で変更がない事項の記載を省略することができる。
- 2 この届出書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定を適用する者は、変更がない場合に限り(2)の書類の添付を省略することができる。
 - (1) 営業者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明
 - (2) 構造設備の概要を明らかにした実測平面図（方位、洗い場、仕上げ場、物干場等を明示したもの）
 - (3) 営業者が他にクリーニング所を既に開設しているときは、そのクリーニング所の名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類
 - (4) クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受けるにあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

第4号様式の2 (第6条関係)

年 月 日

福島県知事

住 所
営業者
氏 名〔 法人にあつては所在地、
名称及び代表者氏名 〕

電話番号

無店舗取次店営業届

下記のとおり洗濯物の無店舗取次店を営業したいので、クリーニング業法第5条第2項の規定により届け出ます。

記

無店舗取次店	名 称			
	自動車登録番号 又は車両番号			
	車両の保管場所			
	営 業 区 域			
営 業 者	氏 名 〔 法人の場合 は名称 〕	年 月 日生	電話番号	
	本 籍			
クリーニング業法施行規則第1条の3 第2項ただし書の規定の適用の有無 (該当番号を○印で囲むこと。)		1 適用する	2 適用しない	
業務用車両 の構造設備 の概要	保 管 室 の 面 積	m ²		
	保 管 容 器	未処理用容器	処理済用容器	
		製 個	製 個	

ク リ ー ニ ン グ 師	氏 名	免 許 証 登 録 番 号	住 所
			本 籍
	年 月 日 生	都 道 府 県 第 号	
	年 月 日 生	都 道 府 県 第 号	
	年 月 日 生	都 道 府 県 第 号	
従事者数			
営業開始 予定年月日	年 月 日		
クリーニング業法施行規則第1条で 指定された洗たく物の取扱いの有無 (該当番号を○印で囲むこと。)	1 取り扱う 2 取り扱わない		

備考

- 1 クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定を適用する者は、営業区域、業務用車両の構造設備の概要、クリーニング師、従事者数又はクリーニング業法施行規則第1条で指定された洗たく物の取扱いの有無で変更がない事項の記載を省略することができる。
- 2 この届出書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定を適用する者は、変更がない場合に限り(2)の書類の添付を省略することができる。
 - (1) 営業者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明
 - (2) 営業車両の構造設備の概要を明らかにした実測平面図（洗濯物の保管場所を明示したもの）
 - (3) 営業者が他に無店舗取次店を営業しているときは、その無店舗取次店の名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、従事者数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類
 - (4) クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受けるにあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

第六号様式の二(イの二)備考(イ)中「原本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定される法定相続遺産一覽図の写し」を加える。

第七号様式及び第十二号様式を次のように改める。

第7号様式 (第6条関係)

収 入
証 紙

年 月 日

福島県知事

本 籍

申請者 住 所

氏 名

年 月 日生

クリーニング師免許証再交付申請書

下記により免許証を再交付してください。

- 1 免 許 年 月 日 記
年 月 日
- 2 免 許 証 登 録 番 号 都道
府県 第 号
- 3 再 交 付 申 請 の 理 由
- 4 亡失、き損等の年月日 年 月 日
- 5 旧姓又は通称名の併記（該当番号を○印で囲むこと。）
1 希望する（旧姓又は通称名 ） 2 希望しない

備考

- 1 この申請書には、免許証を破り、又は汚した場合にあつては、当該免許証を添付すること。
- 2 旧姓又は通称名の併記を希望する者は、旧姓又は通称名が確認できる戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（申請者が外国人であるときは、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。））を添付すること。

第12号様式（第7条関係）

収入
証紙

年 月 日

福島県知事

本 籍

住 所

氏 名

年 月 日生

ク リ ー ニ ン グ 師 免 許 申 請 書

クリーニング師の免許を受けたいので、申請します。

記

1 年 月福島県知事施行クリーニング師試験合格

2 業務を行おうとする場所

3 旧姓又は通称名の併記（該当番号を○印で囲むこと。）

1 希望する（旧姓又は通称名 ） 2 希望しない

備考 この申請書には、戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があつた者については戸籍謄本又は戸籍抄本、申請者が外国人であるときは住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。））を添付すること。ただし、旧姓又は通称名の併記を希望する者は、旧姓又は通称名が確認できるものであること。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県クリーニング業法施行細則第一条又は第七条の規定に基づき提出されている申請書及び第六条の規定に基づき提出されている届出書は、それぞれ改正後の福島県クリーニング業法施行細則第一条又は第七条の規定に基づいて提出されている申請書及び第六条の規定に基づき提出されている届出書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県クリーニング業法施行細則第一号様式、第四号様式、第六号様式の二(その一)、第七号様式及び第十二号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(食品生活衛生課)

福島県規則第四十二号

福島県理容師法施行細則の一部を改正する規則

福島県理容師法施行細則(昭和四十四年福島県規則第七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㊟」を削る。

様式第三号を次のように改める。

様式第3号 (第2条関係)

年 月 日

福島県知事

開設者 住 所
氏 名〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名〕
電話番号

理容所開設届

下記のとおり理容所を開設したいので、理容師法（昭和22年法律第234号）第11条第1項の規定により届け出ます。

記

理容所	名称			電話	
	所在地				
開設者	氏名	年 月 日生	登録（免許証）番号	備考	
			第 号		
理容師法施行規則第19条 ただし書の規定の適用の有無 (該当番号を○印で囲むこと。)		1 適用する 2 適用しない			
管理理容師	氏名	年 月 日生			
	住所		登録（免許証）番号	備考	
		第 号			
構造設備の概要	面積	作業所	消毒所		
		m ²	m ²		
	理容いす	台			
		主 な 理容器具			
理容師その 他の従業員	氏 名	生年月日	登録（免許証）番号	備考	
			第 号		
			第 号		
			第 号		
			第 号		
開設予定 年 月 日	年 月 日				
重複開設 の有無	有 ・ 無				
	美容所の名称				
	開設（予定）年月日	年 月 日			

備考

- 1 理容師法施行規則第19条ただし書の規定を適用する者は、届出書の管理理容師、構造設備の概要、理容師その他の従業員又は重複開設の有無で変更がない事項の記載を省略することができる。
- 2 この届出書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、理容師法施行規則第19条ただし書の規定を適用する者は、(2)から(4)のうち変更がない事項の書類の添付を省略することができる。
 - (1) 開設者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
 - (2) 構造設備の概要を明らかにした平面図（方位、作業所、待合所、消毒所、理容いす、縮尺等を明示したもの）
 - (3) 理容師の結核及び皮膚疾患の有無に関する医師の診断書
 - (4) 理容師法第11条の4第1項に規定する理容所を開設する場合にあつては、管理理容師が同条第2項の規定に該当することを証する書類
 - (5) 理容師法施行規則第19条ただし書の規定の適用を受けるにあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類
- 3 開設者が外国人であるときは、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）を添えること。
- 4 理容所と同一の場所で美容所（美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第3項に規定する美容所をいう。）の重複開設が認められる場合は、全ての理容師が美容師免許を取得している場合に限る。

様式第六号（その一）備考(1)中「謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定される法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県理容師法施行細則第一条の規定に基づき提出されている申請書及び第二条の規定に基づき提出されている届出書は、それぞれ改正後の福島県理容師法施行細則第一条の規定に基づいて提出されている申請書及び第二条の規定に基づき提出されている届出書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県理容師法施行細則様式第一号、様式第三号及び様式第六号（その一）による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（食品生活衛生課）

福島県規則第四十三号

福島県美容師法施行細則の一部を改正する規則

福島県美容師法施行細則（昭和四十四年福島県規則第八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㊸」を削る。

様式第三号を次のように改める。

様式第3号 (第2条関係)

年 月 日

福島県知事

開設者 住 所
氏 名
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)
電話番号

美 容 所 開 設 届

下記のとおり美容所を開設したいので、美容師法(昭和32年 法律 第163号)第11条第1項の規定により届け出ます。

記

美 容 所	名 称			電 話	
	所在地				
開 設 者	氏 名	年 月 日生	登録(免許証)番号	備 考	
			第 号		
美容師法施行規則第19条 ただし書の規定の適用の有無 (該当番号を○印で囲むこと。)			1 適用する	2 適用しない	
管理美容師	氏 名	年 月 日生			
	住 所		登録(免許証)番号	備 考	
構造設備の 概 要	面 積	作 業 所	消 毒 所		
		m ²	m ²		
	セット 用いす	台			
	主 な 美容器具				
美容師その 他の従業員	氏 名	生年月日	登録(免許証)番号	備 考	
			第 号		
			第 号		
			第 号		
			第 号		
開設予定 年 月 日	年 月 日				
重複開設 の 有 無	有 ・ 無				
	理容所の名称				
	開設(予定)年月日	年 月 日			

備考

- 1 美容師法施行規則第19条ただし書の規定を適用する者は、届出書の管理美容師、構造設備の概要、美容師その他の従業員又は重複開設の有無で変更がない事項の記載を省略することができる。
- 2 この届出書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、美容師法施行規則第19条ただし書の規定を適用する者は、(2)から(4)のうち変更がない事項の書類の添付を省略することができる。
 - (1) 開設者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書
 - (2) 構造設備の概要を明らかにした平面図（方位、作業所、待合所、消毒所、セット用いす、縮尺等を明示したもの）
 - (3) 美容師の結核及び皮膚疾患の有無に関する医師の診断書
 - (4) 美容師法第12条の3第1項に規定する美容所を開設する場合にあつては、管理美容師が同条第2項の規定に該当することを証する書類
 - (5) 美容師法施行規則第19条ただし書の規定の適用を受けるにあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類
- 3 開設者が外国人であるときは、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）を添えること。
- 4 美容所と同一の場所で理容所（理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第3項に規定する理容所をいう。）の重複開設が認められる場合は、全ての美容師が理容師免許を取得している場合に限る。

様式第六号（その一）備考(1)中「謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定される法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県美容師法施行細則第一条の規定に基づき提出されている申請書及び第二条の規定に基づき提出されている届出書は、それぞれ改正後の福島県美容師法施行細則第一条の規定に基づいて提出されている申請書及び第二条の規定に基づき提出されている届出書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県美容師法施行細則様式第一号、様式第三号及び様式第六号（その一）による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（食品生活衛生課）

福島県規則第四十四号

福島県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

福島県公衆浴場法施行細則（昭和四十五年福島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

第五条 条例第四条で規定する浴槽水の水质は、次の表の上欄に掲げる項目を同表の当該下欄に掲げる方法によって検査を行うものとする。

項目	検査方法
濁度	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電光度法、連続自動測定機器による積分球式光電光度法、連続自動測定機器による散乱光測定法又は連続自動測定機器による透過散乱法
有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物（全有機炭素（TOC）の量）は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量は滴定法
大腸菌群	デソオキシコール酸塩寒天培地法
レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法

第一号様式を次のように改める。

第1号様式 (第1条関係)

収入
証紙

年 月 日

福島県知事

申請者 住所 { 法人にあつては、主たる
事務所の所在地 }
氏名 { 法人にあつては、その名
称及び代表者の氏名 }

年 月 日生

電話番号

浴場業営業許可申請書

下記により、浴場業営業の許可を受けたいので、公衆浴場法第2条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

公衆浴場の名称						
公衆浴場の所在地		電話番号				
公衆浴場の種類		普通公衆浴場 その他の公衆浴場(個室付浴場、サウナ風呂 ヘルスセンター、その他())				
公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定の適用の有無 (該当番号を○印で囲むこと。)		1 適用する 2 適用しない				
公衆浴場の管理者	住所	電話番号				
	氏名	年 月 日生				
敷地面積	m ²	建物の延べ面積	m ²			
建築様式						
構造設備の概要						
項目 \ 区分		男子用	女子用	項目 \ 区分	男子用	女子用
浴室	換気の方法			床の構造		
	湯気抜き窓積の面積	m ²	m ²	側壁の構造		
	照明(床面)	ルクス	ルクス	湯栓の数	個	個
	面積(うち、洗い場面積)	m ² (m ²)	m ² (m ²)	水栓の数	個	個
				シャワーの数	個	個
				男女別の区分	仕切りの高さ 床面から m その他()	

浴槽	縦横深底面積	m m m m ²	m m m m ²	循環水の誤飲防止の措置	給湯口の位置 その他の措置	湯面上・湯面下	湯面上・湯面下
	踏み段	有・無	有・無	循環ろ過装置		有・無	有・無
	縁の高さ	洗い場の床面から cm	洗い場の床面から cm	消毒設備		有・無	有・無
	循環装置の有無	有・無	有・無	湯の更新方法	毎日更新 その都度更新 その他()		
脱衣場	面積	m ²	m ²	脱衣棚		人分	人分
	床の構造 照明(床面)	ルクス	ルクス	男女別の区分		仕切りの高さ 床面から m その他()	
便所	便器の数	大便器 個	個	照明(床面)	ルクス	ルクス	
		小便器 個		防臭防虫設備	有・無	有・無	
	兼用便器 個		型 式	水洗・汲取り	水洗・汲取り	流水式手洗い設備	個
その他	衣類、携帯品及びはきものの保管設備	有・無	有・無	使用水の種類	浴槽	水道・温泉・その他()	
					洗い場	水道・井戸水・その他()	
	燃料の種類	重油・おがくず・その他()					
その他の公衆浴場についての特記事項	各個室への通路	m		従業員控室	個室・共同		
	個室間の室内の見透かし	有・無			脱衣箱等	有・無	
	女子用個室への専用通路	有・無		放熱パイプの状況	身体に触れる構造・身体に触れない構造		
	客用休憩室の構造	開放的・非開放的		安全温度調節装置及び温度計	有・無		

備考

- 公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定を適用する者は、公衆浴場の種類、公衆浴場の管理者、敷地面積、建物の延べ面積、建築様式又は構造設備の概要で変更がない事項の記載を省略することができる。
- この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定を適用する者は、(2)から(5)のうち変更がない事項の書類の添付を省略することができる。
 - 法人にあつては、その定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
 - 営業の施設を明らかにした各階ごとの平面図(縮尺、方位及び床面積を明示したもの)
 - 見取図(設置の場所を中心とする半径250メートル以内のもので、縮尺を明示したもの)
 - 配置図(縮尺、方位、敷地内の境界線、建築物の位置、通路及び排水路を明示したもの)
 - 立面図(縮尺及び開口部を明示したもの)
 - 公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定の適用を受けるにあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類
- 「浴槽」の欄に記載した浴槽以外の浴槽がある場合は、その浴槽に関する該当項目を記載した書面を別紙として添付すること。

第二号様式（その一）備考(1)中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定される法定相続遺産一覽図の写し」を加える。

第四号様式中「㊸」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県公衆浴場法施行細則第一条の規定に基づき提出されている申請書並びに第二条及び第三条の規定に基づき提出されている届出書は、それぞれ改正後の福島県公衆浴場法施行細則第一条の規定に基づいて提出されている申請書並びに第二条及び第三条の規定に基づき提出されている届出書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県公衆浴場法施行細則第一号様式、第二号様式（その一）及び第四号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（食品生活衛生課）

福島県規則第四十五号

福島県興行場法施行細則の一部を改正する規則

福島県興行場法施行細則（昭和五十九年福島県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号 (第1条関係)

収 入
証 紙

年 月 日

福島県知事

申請者 住所 { 法人にあつては、主たる
事務所の所在地 }
氏 名 { 法人にあつては、その名
称及び代表者の氏名 }

年 月 日 生

電話番号

興行場営業許可申請書

下記により、興行場営業の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

興行場の名称							
興行場の所在地		電話番号					
興行場の種別		一般 臨時 仮設 屋外					
興行の内容		映画 演劇 音楽 スポーツ 観せ物 その他()					
臨時及び仮設興行場における興行の期間		年 月 日から		年 月 日まで (日間)			
譲渡に伴う緩和措置の適用の有無 (該当番号を○印で囲むこと。)				1 適用する		2 適用しない	
興行場の 管理者	住所	電話番号					
	氏名	年 月 日生					
興行場の入場者定員		人	内	いす席	人	ます席	人
			訳	座席	人	立見席	人
敷地面積		m ²		建物の延べ面積		m ²	
建築様式							
構造設備の概要							
観客席の区画		有・無		ごみの集積場		有・無	

空 気 環 境 設 備		機 械 換 気 設 備 ・ 空 気 調 和 設 備 ・ そ の 他 ()				
照 明		観 客 席 (床面から0.8mの高さ)	ロ ビ ー (床面)	休 憩 室 (床面)	喫 煙 所 (床面)	便 所 (床面)
		ルクス	ルクス	ルクス	ルクス	ルクス
		廊 下 (床面)	階 段 (床面)	そ の 他 の 場 所 (床面から0.8mの高さ)		
		ルクス	ルクス	ルクス		
区分	階	階	階	計		
観 客 席	い す 席	m ²	m ²	m ²		
	座 席	m ²	m ²	m ²		
	ま す 席	m ²	m ²	m ²		
	立 見 席	m ²	m ²	m ²		
喫 煙 所		有 ・ 無	有 ・ 無			
喫煙所の局所排気装置		有 ・ 無	有 ・ 無			
便	男子用	小 便 器	個	個	個	
		大 便 器	個	個	個	
	女 子 用	個	個	個		
所 構 造	床	コンクリート・タイル・その他()		内 壁	コンクリート・タイル・その他()	
	水洗便所(公共下水道・浄化槽)・その他()					
	手 洗 い 設 備	有 ・ 無	専用換気設備	有 ・ 無		

備考

- 譲渡に伴い緩和措置を適用する者は、申請書の興行場の種別、興行の内容、興行場の入場者定員、敷地面積、建物の延べ面積、建築様式又は構造設備の概要で変更がない事項の記載を省略することができる。
- この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、譲渡に伴う緩和措置を適用する者は、(2)から(5)のうち変更がない事項の書類の添付を省略することができる。
 - 法人にあつては、その定款その他の基本約款の写し及び代表者の資格を証する書類
 - 営業の施設を明らかにした各階ごとの平面図(縮尺、方位、観客席の配置、各室の用途及び床面積を明示したもの)
 - 見取図(設置の場所を中心とする半径100メートル以内のもので、縮尺を明示したもの)
 - 配置図(縮尺、方位、敷地の境界線、建築物の位置、通路及び排水路を明示したもの)
 - 立面図(縮尺及び開口部を明示したもの)
 - 譲渡に伴う緩和措置の適用を受けるにあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

様式第二号（その一）備考(1)中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定される法定相続財産一覧図の写し」を加える。
様式第四号中「㊸」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県興行場法施行細則第一条の規定に基づき提出されている申請書並びに第二条及び第三条の規定に基づき提出されている届出書は、それぞれ改正後の福島県興行場法施行細則第一条の規定に基づいて提出されている申請書並びに第二条及び第三条の規定に基づき提出されている届出書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県興行場法施行細則様式第一号、様式第二号（その一）及び様式第四号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（食品生活衛生課）

福島県規則第四十六号

福島県覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則

福島県覚せい剤取締法施行細則（昭和二十六年福島県規則第百七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県覚せい剤取締法施行細則

第一条中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「郡山市」を「福島市の区域において、福島県北保健所長、郡山市」に改める。

第二条中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「第六条第十号」を「知事が別」に改める。

第六条各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号に掲げる申請書、届書及び報告書の様式は、知事が別に定める。

第六条第一号中「は、別記第一号様式(イ)乃至(ロ)による。」を削り、同条第二号中「き損」を「毀損」に改め、「は、別記第二号様式(イ)による。」を削り、同条第三号中「は、別記第二号様式(ロ)による。」を削り、同条第四号中「氏名等の」及び「は、別記第三号様式(イ)乃至(ロ)による。」を削り、同条第五号中「は、別記第四号様式による。」を削り、同条第六号中「は、別記第五号様式(イ)又は(ロ)による。」を削り、同条第七号を削り、同条第八号中「は、別記第七号様式による。」を削り、同条第七号とし、同条第九号中「は、別記第八号様式(イ)又は(ロ)による。」を削り、同条第八号とし、同条第十号から同条第十三号までを削る。

第七条中「福島県覚せい剤取締法施行条例」を「福島県覚醒剤取締法施行条例」に、「第二条第十二号」を「第二条第十三号」に改め、同条第二号及び第四号中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に改め、同条第五号中「前条第九号」を「前条第八号」に改める。

別記第一号様式(イ)から別記第十二号様式までを削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県覚せい剤取締法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている指定証等は、改正後の福島県覚醒剤取締法施行細則の相当の規定に基づいて提出された指定証等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（薬 務 課）

福島県規則第四十七号

福島県温泉法施行細則の一部を改正する規則

福島県温泉法施行細則（昭和三十六年福島県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「当該各号に」を「知事が別に」に改め、同項第一号中「温泉掘削許可申請書（第一号様式）」を削り、同項第二号中「温泉掘削（増掘・動力装置）許可更新申請書（第二号様式）」を削り、同項第三号中「温泉掘削（増掘・動力装置）許可法人合併（分割）承認申請書（第三号様式）」を削り、同項第四号中「温泉掘削（増掘・動力装置）許可者相続人事業継続承認申請書（第四号様式）」を削り、同項第五号中「温泉掘削（増掘）許可施設的位置等又は掘削（増掘）方法変更許可申請書（第五号様式）」を削り、同項第六号中「温泉掘削（増掘・動力装置）工事完了（廃止）届（第六号様式）」を削り、同項第七号中「温泉増掘許可申請書（第七号様式）」を削り、同項第八号中「温泉動力装置許可申請書（第八号様式）」を削り、同項第九号中「温泉採取許可申請書（第九号様式）」を削り、同項第十号中「温泉採取許可法人合併（分割）承認申請書（第十号様式）」を削り、同項第十一号中「温泉採取許可者相続人事業継続承認申請書（第十一号様式）」を削り、同項第十二号中「可燃性天然ガス濃度確認申請書（第十二号様式）」を削り、同項第十三号中「可燃性天然ガス濃度確認者地位承認届（第十三号様式）」を削り、同項第十四号中「温泉採取許可施設的位置等又は採取方法変更許可申請書（第十四号様式）」を削り、同項第十五号中「温泉採取事業廃止届（第十五号様式）」を削り、同項第十六号中「温泉利用許可申請書（第十六号様式）」を削り、同項第十七号中「温泉利用許可法人合併（分割）承認申請書（第十七号様式）」を削り、同項第十八号中「温泉利用許可者相続人事業継続承認申請書（第十八号様式）」を削り、同項第十九号中「温泉揭示内容届（第十九号様式）」を削り、同項第二十号中「温泉揭示内容変更届（第二十号様式）」を削り、同項第二十一号中「温泉分析機関登録申請書（第二十一号様式）」を削り、同項第二十二号中「温泉分析機関登録事項変更届（第二十二号様式）」を削り、同項第二十三号中「温泉分析機関廃止届（第二十三号様式）」を削り、同条第二項中「温泉掘削（増掘・動力装置）工事着手届（第二十四号様式）」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第二条第二項各号中「の届出書」を「に係る届出書」に改める。

第三条の見出し中「市町村」を「保健所を設置する市」に改める。
第一号様式から第二十四号様式までを削る。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県温泉法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び届出書は、改正後の福島県温泉法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書及び届出書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（薬 務 課）

福島県規則第四十八号

福島県薬剤師法施行細則の一部を改正する規則

福島県薬剤師法施行細則（昭和三十七年福島県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

- 第二条** 薬剤師法施行令第六条第一項の規定による申請及び同条第二項の規定による申請は知事が別に定める申請書により、それぞれ行わなければならない。
- 第一号様式及び第二号様式を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県薬剤師法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の福島県薬剤師法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（薬 務 課）

福島県規則第四十九号

福島県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

福島県麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和四十年福島県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条各号列記以外の部分中「届出」の下に「の様式」を加え、「当該各号」を「知事が別」に改め、同条第一号中「麻薬現在量届（様式第一号）」を削り、同条第二号中「麻薬譲渡届（様式第二号）」を削り、同条第三号中「麻薬卸売業者半期届（様式第三号）」を削り、同条第四号中「麻薬受払等届（様式第四号）」を削り、同条第五号を削る。

第一条の次に次の一条を加える。

第一条の二 医師は、法第五十八条の二第一項の規定による診察の結果、受診者が麻薬

中毒者であると診断したときは、麻薬中毒者診断届（様式第五号）により知事に届け出なければならない。

第八条第二項中「郡山市」を「福島市の区域においては、福島県東北保健所長、郡山市」に改める。

第九条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第一条の二の規定による届出の受理及び知事への送付

別表中「一、四七〇、〇〇〇円」を「一、五六四、〇〇〇円」に、「一、四七〇、〇〇〇円」を「一、五六四、〇〇〇円」に改める。

様式第一号から様式第四号を次のように改める。

様式第一号から様式第四号まで 削除

様式第五号から様式第十三号までを次のように改める。

様式第5号 (第1条の2関係)

麻薬中毒者診断届

年 月 日

福島県知事

病院又は診療所 所在地
名 称
診 断 医 の 氏 名

麻薬及び向精神薬取締法第58条の2第1項の規定により、麻薬中毒者について、次のとおり届出します。

(ふりがな) 氏 名		男・女	年 月 日生 (歳)
住 所			
診断の年月日			
麻薬中毒の 症状の概要			
備 考			

様式第6号（第2条関係）

麻薬中毒者等診察依頼書

年 月 日

精神保健指定医

様

福島県知事



麻薬及び向精神薬取締法第58条の6第1号の規定により、次の者について、診察してください。

被診察者	氏名		男・女	年 月 日生 (歳)
	住所			
診察に立ち会う職員				

様式第7号（第2条関係）

出頭等要求書

年 月 日

様

病院又は診療所 所在地
名 称

精神保健指導医 氏 名

麻薬及び向精神薬取締法第58条の6第3項の規定により、診察を行いますので、

次のとおり

次の場所に

出頭して
とどまって] ください。

診察を行う日時	
診察を行う場所	
(参考) 上記の日時に、上記の場所に出頭せず、又は上記の場所にとどまらないときは、20万円以下の罰金に処せられることがあります。 (麻薬及び向精神薬取締法第73条第2号参照)	

様式第8号 (第2条関係)

麻薬中毒者等診断報告書

年 月 日

福島県知事

病院又は診療所 所在地
名 称

精神保健指定医 氏 名

年 月 日付けの診察依頼に基づき次の者について診断した結果は、次のとおりです。

(ふりがな) 氏 名		男・女	年 月 日生 (歳)
住 所			
診 断 結 果			
診 察 場 所			
診 察 日 時	年 月 日 時 から 年 月 日 時 まで		
麻薬の施用に起因する身体 の異常の有無及び程度			
禁断症状の有無及び程度			
体内の麻薬の有無			
麻薬の施用に起因する精神 状態の異常の有無及び程度			
性行の異常の有無			
環 境 の 良 否			
受 診 者 の 意 見			
総 合 所 見			
麻 薬 中 毒 の 有 無			
入 院 措 置	要 否	期 間	月 間
	理 由		
立 会 人 氏 名			
備 考			

様式第9号 (第3条関係)

麻薬中毒者措置入院通知書

年 月 日

麻薬中毒者医療施設の管理者

様

福島県知事



麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第1項の規定により次の者を入院させますので、通知します。

(ふりがな) 氏 名		男・女	年 月 日生 (歳)
住 所			
精神保健指定医の 診 断 の 概 況			
備 考			

様式第10号（第4条関係）

措置入院 継続 通知書
期間延長

年 月 日

福島県知事

麻薬中毒者医療施設 所在地

名 称

管理者氏名

次の者については、次のとおり 入院を継続 する必要があるため、麻薬及び向精神薬取
入院期間を延長

第58条の8第2項
縮法 の規定により通知します。
第58条の9第2項

(ふりがな) 氏 名		男・女	年 月 日生 (歳)
住 所			
入院 して いた 期 間	精神保健指定医が 定めた措置入院 期間		
	上記に引き続く 継続 入院期間 延長		
今回必要と認める入院 期 間			
理 由			
備 考			

様式第11号 (第4条関係)

措置入院 継続 期間延長 退院 通知書

年 月 日

麻薬中毒者医療施設の管理者
措置入院者様

福島県知事



次の者 入院を継続する
あなた については、次のとおり 入院期間を延長する ことにしましたので、麻薬及び向精神薬
退院させる

第58条の8第6項
取締法 の規定により通知します。
第58条の9第2項

(ふりがな) 氏 名		男・女	年 月 日生 (歳)
住 所			
継続 入院期間 延長	年 月 日から 年 月 日まで		
退院年月日			
備 考			

様式第12号 (第5条関係)

措置入院者所持品保管証

措置入院者						
入院施設	所在地					
	名称					
保管場所						
保管開始日時						
保管責任者	所属		職		氏名	
保管物品の表示 (名称、数量、 種類、形状、 模様、特徴等)						
本証発行年月日						

様式第13号（第6条関係）

措置入院者退院通知書

年 月 日

福島県知事

麻薬中毒者医療施設 所在地
名 称
管 理 者 氏 名

次の者については、入院を継続する必要がないと認められますので、麻薬及び向精神薬取締法第58条の12第2項の規定により通知します。

(ふりがな) 氏 名		男・女	年 月 日 (歳)
住 所			
入院年月日		退院予定年月日	
理 由			
備 考			

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則（別表の改正規定に限る。）による改正後の福島県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の規定は、令和三年七月一日以降の措置入院費用の徴収額から適用する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県麻薬及び向精神薬取締法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている届等は、改正後の福島県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の相当の規定に基づいて提出された届等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（薬 務 課）